

マイナンバーカードでより便利に 「行かない窓口」と「書かない窓口」がスタート

マイナンバーカードを活用した、市民の利便性向上の取組みの一環として、「行かない窓口」と「書かない窓口」を導入します。

1 行かない窓口

マイナンバーカードを活用して本人確認を行い、オンライン上で申請をすると、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書をご自宅等で受け取る取組みを開始します。いつでも、どこでも簡単に申請ができ、手数料や郵送料もオンラインで支払えます。

(1) 開始予定日

10月1日（火）～

(2) 申請できる証明書など

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍・除籍・改製原戸籍の謄抄本、所得証明書、課税証明書、各種納税証明書など

(3) オンライン支払の決済手段

- ア クレジットカード払い
- イ PayPay 払い
- ウ d 払い
- エ auPAY



(4) オンラインによる申請の方法

ア スマートフォン

マイナポータルアプリを事前にインストールする。市ホームページから電子申請システムにログインし、手順に沿って操作すると、マイナンバーカードの読み取り画面が表示されるため、カードを端末にかざして、本人確認を行う。電子申請システムの案内に従って、必要事項を入力する。

イ パソコン

専用ソフトを事前にインストールする。市ホームページから電子申請システムにログインし、パソコンに接続したICカードリーダーにマイナンバーカードをかざして、本人確認を行う。電子申請システムの案内に従って、必要事項を入力する。

2 書かない窓口

マイナンバーカードを本庁舎 1 階戸籍住民課受付窓口を設置する専用端末にかざすと、ＩＣチップに記録されている氏名、住所、生年月日、性別の４情報が読み取られ、申請用紙に基本情報が印刷されます。窓口滞在時間が短縮され、申請者の記入の手間を省略できるため、特に複数の手続きをされる方、高齢者や日本語に不慣れな外国人などに大きなメリットを実感していただけます。

(1) 開始予定日

10月28日（月）～

(2) 申請できる手続き

ア 各種証明書の交付

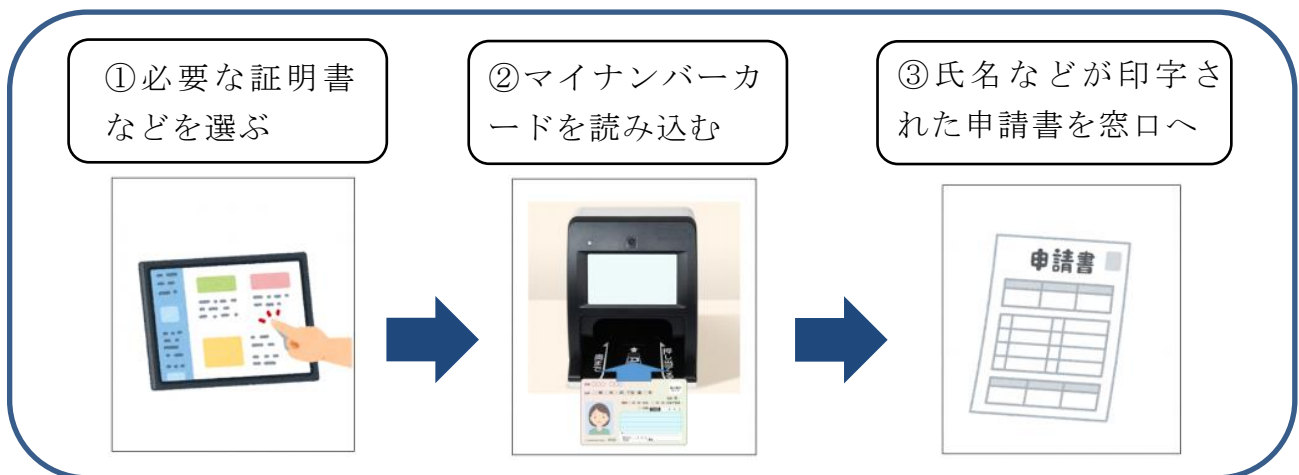
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、身分証明書、税務証明書など

イ 住所異動の届出

転入、転居、転出届

ウ マイナンバーカード関係の手続き

電子証明書の発行・更新、券面記載事項変更届、暗証番号変更、在留期限延長に伴う有効期限変更、交付申請書出力依頼・申請補助申込み



問い合わせ

戸籍住民課総合窓口担当 電話0463（82）5127

デジタル推進課デジタル推進担当 電話0463（82）5115